

南相馬市商店街空き店舗対策事業補助金概要

まちなかの課題

- ・人口減少による昼のにぎわいの低下
- ・商店街の高齢化と新たな人材の育成・発掘

解決に向けて

本事業の目的

空き店舗を活用した店舗を開き、商店街の一員として、商店街振興と昼間のまちなかにぎわいに貢献する方を支援する。

支援内容

- (1) 金銭支援
 - ・改装費補助(上限200万、補助率1/2)
 - ・賃借料補助(月額上限15万、補助率1/3~1/2、最長2年間)
- (2) 人的支援
 - ・半年ごとに専門支援員を派遣し、経営相談を実施。

金銭支援だけを受けることはできません。(1)(2)の両方の支援を受ける必要があります。

申請時の主な条件等

- (1) 営業上の条件
 - ・市が指定する地域で、対象事業を行うこと。(要商店会の同意)
 - ・昼間の営業を継続的(3年間)に行うこと。
- (2) 継続性の条件
 - ・申請時に3か年事業継続計画を策定すること。
 - ・営業開始後は、月ごとの事業収支を作成し、半年ごとに市に提出すること。また、半年ごとに市の指定する専門支援員の指導を受けること。
- (3) その他
 - ・市税の滞納がないこと。 その他詳細は別紙を確認ください。

申請書類等を提出後、審査し、補助の可否を決定します。